

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 18 回定例
12 月 18 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 25 年 12 月 18 日に教育委員会第 4 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|-----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 25 年 12 月 18 日 (水) | 開会 | 13 時 00 分 |
| | | | 閉会 | 15 時 10 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 櫻 井 洋 二 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 学校教育課長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 小 関 雅 司 | 高校再編整備室長 | |
| | | 山 田 文 子 | 社会教育課長 | |
| | | 土 井 宏 晃 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |

4 その他

(1) 第35号・第36号・第37号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 6 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、溝口委員、高橋委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第35号・第36号・第37号議案は人事案件であるため、非公開とした
いと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第35号・第36号・第37号議案を非公開とし、非公開案件か
ら審議を始める。

< 非 > 第36号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第37号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第35号議案 静岡県文化財保護審議会委員の任命

非公開

【会議の公開】

委 員 長： ここで会議を公開とする。

【12月20日で退任する教育委員の挨拶】

委 員 長： 公開の審議を始めるにあたり、8年間を教育委員として、そのうち2
年間を教育委員長として務めてこられた金子委員であるが本日が最後
の定例会となる。ここで、金子委員から挨拶をいただきたい。

金 子 委 員： 8年間の任期を終え、今日という日を迎えることができた。この8年
間でうれしかったことは、委員長のとときに教員の不祥事が続出し、事
務局に強く対策をお願いした結果、不祥事根絶委員会を立ち上げても
らったことである。そこで不祥事根絶や未然防止の枠組みの根幹を作
りたい、作らなければいけないと思って活動し、事務局も本気になっ
てくれて枠組みもできた。現在も小学校・中学校・高等学校・特別支
援学校の学校現場で、この枠組みに基づいて日々継続して取り組んで
くれている。それだけでなく、若い先生が枠組みにプラスして「この
ような手法もあるのではないかと更に改善して現場で取り組んでく

れている。委員長として毎日必死であったが、枠組みが構築され、継続して行っていただけているのはうれしいことである。8年間、言いたいことを言わせていただいた。今後も静岡県の教育がますます栄えていくようにかじ取りをしてほしい。これからは大学に戻って、大学教育にまい進していきたいと思う。遠くから応援している。

委員長： それでは審議に戻る。まず報告事項1から報告事項3まで一括して、事務局より報告願う。その後に御質問や御意見があれば伺う。

報告事項1 県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第2次選考試験の結果

委員長： 報告事項1頁「報告事項1 県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第2次選考試験の結果」について、渡邊学校人事課人事監より説明願う。

学校人事課人事監： <報告事項についての説明>

報告事項2 監査に関する報告

委員長： 報告事項2頁「報告事項2 監査に関する報告」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

報告事項3 掛川地区特別支援学校（仮称）の施設整備

委員長： 報告事項7頁「報告事項3 掛川地区特別支援学校（仮称）の施設整備」について、河野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

「監査に関する報告」についてであるが、すでに教育委員会の場でそれなりの懲罰は与えてある。目新しい事例はあるのか。

教育総務課長： 特にはない。

委員長： 交通事故が頻発している。監査結果だけでなく、重大な生徒指導報告で子どもたちの事故も多発しているが、何か原因はあるのか。

教育長： 子どもたちの事故は、加害・被害とも、自転車の走行中に多く発生している。12月1日から道路交通法が改正されて自転車の交通ルールも変わったこともあり、それもあわせて学校教育課からも指導している。引き続き全体を見渡し、必要に応じて指導していきたい。

学校教育課長： 11月21日付けで各学校に通知文を出している。このところ事故も多発しているので、本日付けで高等学校向けの緊急メールを送信し、きちんと言葉を添えて生徒の顔を見ながら指導していただくよう、もう一度お願いしている。

委員長： 子どもたちに変化はないのかもしれないが、年末は交通量そのものが多くなるので、車に接触される被害者になりやすい。特に子ども達には「自分が悪くなくても、被害者になることがある」ということについ

て注意喚起してほしい。

教育総務課長： 了解した。なお、監査のコメントの中で、「著しい速度超過」が指摘された。これは飲酒運転と同じで、意識することで防ぐことができるにもかかわらず防げなかったことである。どうしても飲酒運転へ注意が傾きがちだが、著しい速度超過のように自分で意識することで防げるものについても再度指導して、今後はないようにしていく。

委員 長： それは教職員だけでなく、一般社会人が注意すべきことである。

続いて「掛川地区特別支援学校（仮称）の施設整備」について、意見はあるか。

財務課長： 御意見をいただく前に、学級規模と通学区域について、特別支援教育室から補足させていただきたい。

特別支援教育室長： 学級規模は、現在通っている生徒数に対し、どれくらいの生徒が増加するかを推計した数字に基づいて設定している。つまり、開校時点で180人程度であろうと予測しているということである。

次に、通学区域についてであるが、市町村合併によって一つの市町が大きくなり、単純に市町単位では設定できなくなっている。例えば、掛川市内であっても、袋井特別支援学校のほうが近い地区もあり、その場合は袋井特別支援学校へ就学するようにしている。御前崎市についても、池新田高校に御前崎分校があり、高等部の生徒は御前崎分校に通うことができる。ただし、高等部でも肢体重複等の生徒は、施設面の対応が可能な掛川地区特別支援学校へ通うことになる。資料には小・中学部と書いてあるが、高等部の生徒も旧浜岡地区から掛川地区特別支援学校へ進学する。

委員 長： この学校は立派な施設だが、今後も学校新設の際には、屋根に太陽光パネルを整備していくのか。

財務課長： 基本的には、特別支援学校には非常用として太陽光パネルと充電設備の整備が進められている。今回は130キロワットの発電であるが、県の再生エネルギー倍増計画もあって県有施設に取り入れるということで、県の施策に合わせて、今回の工事で整備するものである。したがって全ての新設校で整備するわけではない。

溝口委員： この特別支援学校の設置については、立地的にもよいと思う。質問であるが、森町の生徒も受け入れるのか。

特別支援教育室長： 森町は袋井特別支援学校の学区になる。全ての特別支援学校で地域の事情があるので、通学する学校については個別に相談を受けている。

溝口委員： 森町には、袋井特別支援学校のほうが行きやすい地区、また掛川地区特別支援学校のほうがいきやすい地区がある。そのため、学区の設定は「森町（一部）」などのように、柔軟に表記してはどうか。

特別支援教育室長： 通学区については学校の施設規模を設定するためにも、原則的・便宜的に決めながらも弾力的に対応していきたいと考えている。

溝口委員： もう一つ質問だが、学区はかなり広範囲となっているが、バスなどの交通網の整備も進めていくのか。

特別支援教育室長： スクールバスは、小中学部の生徒は全員、高等部については障害の重い生徒について乗車が可能であることから、複数台の配置を予定しており、運行についても放射線状や輪を描くようになど、地域に配慮してコースを決めていきたいと考えている。

委員 長： 立地として、病院や高齢者用施設など社会保障に関わる施設が集中しているが、これは地元の要望か。それとも県として集中させていく方針があるのか。

財務課 長： 跡地の利活用として掛川市から出された要望に、県が賛同したものである。教育委員会としても、医療機関と隣接することで非常にメリットがあると考えている。

委員 長： バスの説明があったが、それぞれの施設をバスがないと行きにくい人が使うわけであり、うまく運行サービスを整備すると、この地区に来る人の利便性が上がると思う。学校は学校の生徒だけ、病院は病院患者だけ、ということではなく、工夫してみてもどうか。

特別支援教育室長： 現在、掛川駅から路線バスも整備されている。掛川市民病院もあったので、この地域にバス停もあり、そこを迂回して運行しているという現状もあり、路線バスでも通学は十分可能である。

あわせて周辺には福祉施設が多く計画されている。放課後デイサービスや日中の通所施設もあり、特別支援学校の生徒が放課後や卒業後に利用することもできるようになっている。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1～3を了承した。

委員 長： 続いて、報告事項4から報告事項6まで一括して、事務局より報告願う。その後に御質問や御意見があれば伺う。

報告事項4 学力向上に向けた今後の取組

委員 長： 報告事項8頁「報告事項4 学力向上に向けた今後の取組」について、羽田小中学校教育室長より説明願う。

小中学校教育室長： <報告事項についての説明>

報告事項5 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

委員 長： 報告事項9頁「報告事項5 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

報告事項6 文部科学省 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（静岡県の場合）（概要）

委員 長： 報告事項18頁「報告事項6 文部科学省 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（静岡県の状況）（概要）」について、興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。
「学力向上に向けた今後の取組」は、これからの日程の報告か。

学校教育課長： そうである。

委員 長： これまですでに様々な対策を提案してあるので、年明けにはそれをどのように実施し、どのような反応が子どもからでているのか、その様子を報告してほしい。

溝口委員： 「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」であるが、静岡県は比較的実技は良好であると思う。

結果公表のあり方については、全国学力・学習状況調査が公表されたので、序列化の意味ではなく体力・運動能力も自信を与えるという同じ観点ならば、平均点以上の学校名は公表してもよいのではないか。学力だけでなく体力・運動能力も生徒のモチベーションに関わってくるので、記録向上に向けて取り組む中で、成果が上がっている学校は、公表してもよいと思う。

委員 長： 環境や地域に由来する運動能力の差があれば、その結果を見た上で重点的にその地域に指導をお願いするなどの判断をすればよい。学力面では、外国人の家庭や過疎地などの環境の影響もあったが、体力に関してはまた別の環境の影響があるかもしれない。学力は後からでも取り戻せる機会があるが、幼児期の運動能力の発達が遅れた場合は、ずっと先まで響くことになる。学校教育で格差の改善ができるのであれば、調査して特に劣る地域には指導すべきであると思う。

なお、静岡県の小学生・中学生は体格的には小さいが、成人もそうなのか。

学校教育課長： 成人のデータはないので改めて調査し報告したい。

ただ、体力・運動能力の点であるが、年齢が上がるごとに良くなっており、これは学校教育の成果かとも思う。今回発表のデータについては、文部科学省による調査なので、公表等についても実施要領を遵守していくしかない。本県独自の調査も行っているので、そのデータの活用も検討していきたい。

委員 長： 小学校は成績がやや低くて、中学校で高くなるのは、全国学力・学習状況調査の結果によく似ている。静岡県の特徴かもしれない。

溝口委員： 岩手県などでは学力とともに運動能力も高い。静岡県は運動能力が高いので、学力も高くなるはずだと思う。全国学力・学習状況調査で校名公表されるときに、学力だけではなく他にもがんばっていることを見せる意味でも、児童生徒の励みになるためにも、学校ごとの成績を公表して「運動面でもがんばっている」ことを示してほしいと思う。

- 委員 長： 世界的に見て、北半球では身長は北に行くほど高く、南は低いのは興味深い。
- 金子 委員： 樹木などの植物もそうである。
- 高橋 委員： 小学生のボール投げの成績が低いことは、これまでも何年も指摘されている。体力アップコンテストの中でも「投力と柔軟性を高める種目を重点種目に設定」とあるが、ボール投げについて今後の改善は期待できるのか。
- 学校教育課長： 経験の差も原因である。全国的に見ても静岡県ではサッカーが盛んだからとは一概には言えないが、握力についても幼少期に遊びの中でボールを投げる経験が乏しいことが影響していると思われる。体育の授業でも遊びの要素を入れて、楽しい実感を伴いながら進めることが大事なので、参加意欲をかき立てるような授業にしていきたいと考えている。
- 溝口 委員： ボール投げは、かつての手榴弾投げの名残であり、遠くまで投げられるに越したことはないが、体育の見地からすると、投げ方の問題も大きい。成績がずっと低いので対策も必要だが、ボール投げの距離が伸びなくても、日常生活に支障はない。ある程度の指標として捉えればよいと思う。
- 委員 長： 握力は、道具を扱う上で大切である。大人になっても握力がないとゴルフが上手にならない。また、物を落としやすくなるなど、日常生活にも支障を来す。握力は非常に大切であるが、結果が特段落ちているわけではないようだ。
- 学校教育課長： 握力についても、中学生になると良くなっている。
- 溝口 委員： なぜ中学生で伸びているか、不思議である。
さて、次に「文部科学省 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」についてであるが、小・中学校における対教師暴力と生徒間暴力が、平成22年から増加していることが気になる。その背景はどのようなものか。
- 小中学校教育室長： 中学校については、コミュニケーション能力不足が一因であると考えられる。自分で説明して相手に理解させることができず、カッとなってしまう、暴力につながっているということだ。ただ、特定の児童生徒が、繰り返し暴力行為を行い、それが複数回カウントされて件数が増えているという面もある。
- 溝口 委員： 事件を起こす児童生徒や人数が増えたのではなく、特定の児童生徒が何回も繰り返して件数が増えているのか。
- 小中学校教育室長： 人数そのものも増えていると思うが、指導してもなかなか改善せず同じ生徒が繰り返すという傾向も見られる。
- 溝口 委員： それについての対策は考えているのか。
- 小中学校教育室長： 基本的には各学校で粘り強く教師が指導しているが、市町によっては警察官OBが「スクールサポーター」として学校を訪問して対応してくれているところもある。
- 委員 長： 先生から生徒への暴力が体罰で、逆に生徒から先生への暴力が対教師

暴力である。先生も自分の身を守らないといけないので、どう対処したらよいかを現場に伝えていかないと、先生が一方的に被害者となってしまう。先生が抵抗すると体罰になるので、抵抗できないのであれば、何らかの対策が必要である。実際に警察が介入しているケースも何件かあるが、どのような場合に警察に通報して対応してもらうのかを決めておかないといけない。子どもには残忍な側面もあるので、学校側の対応も教育委員会として指導していかないと子どもと先生の双方にとって良い結果にならないだろう。

溝口委員： 件数の増加が一部の児童生徒の累積であるとすれば、その子への対応ができていないということである。その一方で、先生の体罰が禁止されているので、先生はやられるがままとなってしまう、対教師暴力がエスカレートする恐れもある。児童生徒の登校を一時的に停止する指導法もあるが、本当の意味での解決にはならない。刑事事件になる事案も報告されており、警察に入ってもらわないと先生が負傷しかねないなど悪質になっており、公安委員会やスクールサポーターともより一層連携していかねばならないと思う。学校は守られている反面、警察も入りにくいので、警察官OBのスクールサポーターがどのように学校に入って青少年の育成に携わっているのか知りたい。

学校教育課長： 昨年、配付した「静岡県いじめ対応マニュアル」の28ページには、暴力事件への対応について、学校や教育委員会との連携を具体的な図にして示してある。マニュアルの23ページには、平成24年11月2日に文部科学省から通知された「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」が掲載されており、警察への相談や通報についても具体的に示してある。これらを参考にし、毅然とした態度で対応をすべき問題行動と、子どもの心の奥底にひそむ悩みを受け取りながら学校で判断していくべき問題行動とを、区別して対応していきたいと考えている。

溝口委員： スクールカウンセラーの活用は生徒だけでなく先生にも有効であると思われるので、問題行動後のケアも含めて、効果的な活用をお願いしたい。

委員長： 悪質な問題行動をどう減らすかが大事である。

例えば、癌という病気がある。癌検診が普及した結果、癌が発見されやすくなって癌患者は毎年増えているが、早期発見によって早めの治療ができて治癒率は上がっている。しかし癌による死亡数は増えており、このことは別の見方をすると、放っておいてもいいような癌が次々に発見されて治癒率が高まっているだけであり、癌による死亡数が減らない以上、癌は怖い病気ということである。実際に死亡者を減らさないと、発見しただけでは意味がない。

これと同じように、いじめなどの問題行動は、文部科学省が調べると軽微な行動も細かく報告されて件数が増えていくが、自殺に至るいじめや学級崩壊など、友人関係が破壊されてしまうような悪質な問題

行動を発見して、きちんと対処するほうが大事である。ちょっとした人間関係のトラブルのように、簡単に解決する事例を見つけて解消率を上げて、本当の解決にはつながらない。

学校教育課長： 暴力事件の件数は増えているが、病院へ搬送されるような重症な事件は少ない。大きな事故に至る前に、現場で先生方が対応してくれているということだと思う。

金子委員： 特別支援学校では、これまで問題行動が少なく安心していたが、今回の調査で激増している。細かいケースまで報告していることもあるかもしれないが、特に特別支援学校の現場では、いじめの未然防止の取組が必要である。生徒も話せば分かってくれるので、今回の調査をきっかけにして、しっかり対応してほしい。

特別支援教育室長： 特別支援学校の報告について補足させていただく。これまでは、知的障害等がある生徒に対しアンケート調査が難しいのではないかと配慮していたが、それでも子ども達の意見を吸い上げたいという思いから、アンケートで丁寧に調査した結果、問題行動の件数が増えているということである。アンケート調査の実施校も、一昨年度は16校だったが、昨年度は29校となり、アンケートの母体数も増えている。問題行動の発生数のほとんどは、このアンケート調査によって報告された数字である。さらに、この数を分析してみると、「こうしたらいいよ」と助言してもらったことが悪口に聞こえたケースや、隣の人が突然大声をあげたことを不快に感じていじめと捉えているケースもある。実際にはいじめと認識すべきか判断しにくい問題行動についても、本人が嫌な思いをしたことや、障害の行動特性によって周囲が「耐えられない」と感じたことも、件数としてカウントしていることで、発生数が増えているという一面がある。ただ、子ども達が嫌な思いをしたことは事実であり、その点については丁寧に対応していきたいと考えている。

溝口委員： かつて「声なき声」を集められなかったことが、アンケート調査実施のきっかけとなっている。「声なき声」がどのようなものか、全体の数字ではなく、それぞれの内容から見えてくる問題もある。それを拾うことで、障害を持った子どもの人権も守られるし、抑止力にもなると思う。報告が上がらないと思うことで不祥事も誘発されているので、きちんと報告が上がることを周知していきたい。「駆け込み寺がある」というだけで効果的なので、アンケート調査の実施は引き続きお願いしたい。

高橋委員： 「いじめ解消率は、数字にこだわらず、根本の原因まで解消していこうという姿勢でやっており、解消率は上がっていない」という説明があったが、大事なことだと思うので継続して、問題の根本からいじめの解消につながるように、これからも指導してほしい。

委員長： 社会の関心が向いていることに対応することも必要であるが、関心が向いていないことでも、問題の件数が大きいことには対応していかなければならない。その一つが不登校問題である。不登校は教育の機会

を自ら放棄していることだが、不登校が減らない理由をきちんと把握していくことも大切である。文部科学省やマスコミが騒がなくても、子どもたちが教育を放棄している背景には、人間関係のトラブルや経済的な理由など様々な要因があるので、きちんと把握して対応していかないと子どもの可能性を閉ざしてしまう。特に定時制には不登校だった生徒が多いが、このような生徒をどうしたら救えるのか、外部から指摘される前に自分たちで調べていかななくてはならない。

溝口委員：先日、フリースクールのシンポジウムに参加したが、子どもが多様化して学校のシステムが窮屈になっている子どもが増えている。学校に行けない理由もあるので、小・中学生でもフリースクールで単位認定をしてはどうか。フリースクールが子どもの居場所となるのであれば、そのような場に学習環境を作ってあげればよいと思う。アレルギーと同じで、食べられない物を皆と同じように無理に食べさせるわけにはいかない。子どもが多様化しているのに「皆同じで義務教育は学校」ではなじまないと思う。時代の変化に合わせて、教育委員会も「フリースクールを義務教育として認めていくべきか」を検討していく時期に来ているのではないか。

委員長：日本の教育は、全ての教科をこなさねばならず、1教科でも嫌いな教科があると、勉強全部が嫌いになってしまう。そうではなく、勉強全般は好きでなくても、1教科だけでも好きな教科があれば、子どもが学校に行きたくなるようにしてほしい。ところが学校は、できないところは指摘するが、できるところはなかなか褒めてくれないので、できないことが1つでもできると勉強全てが嫌いになってしまう傾向がある。海外の学校では、子どものいいところだけ褒めてくれるが、そのような工夫も子ども達を学校に来させるためには必要ではないか。嫌いなものが1つあるから全部嫌いになるのではなく、好きなものが1つあると全部が好きになるような、前向きな教え方をしてほしい。他に異議はないか。

全委員：（特になし）

委員長：報告事項4～6を了承した。

報告事項 平成26年1月の主要行事予定

委員長：報告事項30頁「報告事項 平成26年1月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長：＜報告事項についての説明＞

委員長：報告事項を了承した。

【閉会】

委員長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成25年度第18回教育委員会定例会を閉会とする。